

## 豊臣家臣団とキリシタン：リスボンの日本屏風文書 を中心に

中村，質

<https://doi.org/10.15017/2230504>

---

出版情報：史淵. 124, pp.1-50, 1987-03-31. 九州大学文学部  
バージョン：  
権利関係：

# 豊臣家臣団とキリシタン

——リスボンの日本屏風文書を中心に——

中 村 質

はじめに

一九八三年、リスボン市のはずれにあるポルトガル国立図書館 (Biblioteca Nacional, Campo grande, Lisboa) で調査中の筆者は、保存資料部長 Isabel Vilares Cepeda 博士から、大きな紙ばさみに無造作に折りたたまれた未整理の日本屏風の下張り文書、大小六扇を提示された。同博士をはじめ、多くの方々の好意と理解とによって、幾重にも貼重ねられた文書を、水に浸して一枚ずつ剥離し、細かな断簡や白紙にいたるまで記録整理することができた。<sup>1)</sup> 以下、これとマドリッドの王立歴史学士院図書館所蔵の関連書状の紹介を主に、若干の考察を加えることにする。

もっとも、この文書初見の邦人研究者は、一九〇二年の村上直次郎氏で、のちに二点（小稿の㊦・㊧号文書）を紹介されて、ほかにもルイス・フロイス署名のポルトガル文書状、ラテン語文書、安威五左衛門尉志門<sup>シキモ</sup>等の邦文書状数通、キリシタンの書状数通などあるが、何れも史料的价值は乏しい、とされた。<sup>2)</sup> しかしその後、戦前戦後を通じ

て、例えば一九六〇年に同国エヴォラ市図書館で、これと同じ屏風から出たと思われる多量の下張り文書（エヴォラ屏風文書）を発見し、水に浸して剝離調査された松田毅一氏を含め、多くの邦人研究者の熱心な調査にかかわらず、所在不明とされてきたものである。<sup>③</sup>

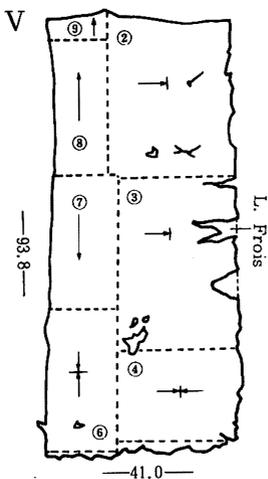
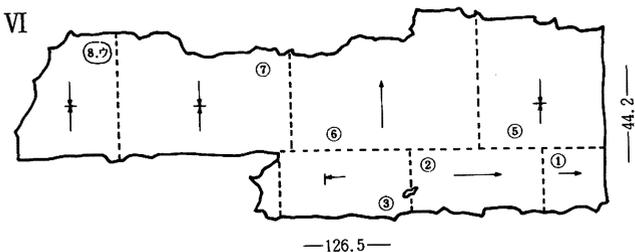
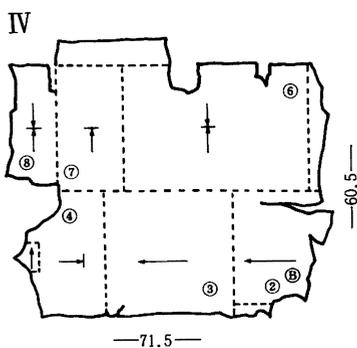
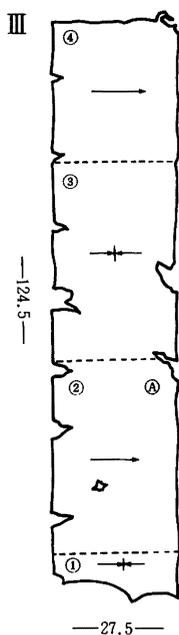
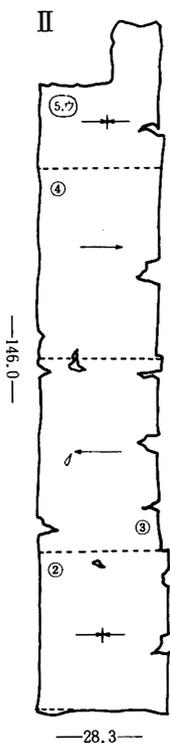
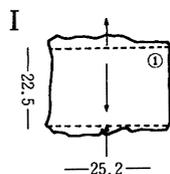
たしかに、表面観察の限りでは村上氏の指摘どおりであるが、その下にも、秀吉の弟「美濃守」秀長、「石田左吉」（三成）、「小」（西）弥九（郎）（行長）、「羽柴左衛門督秀政」（堀久太郎）ほか初期家臣団関係書状や、内外キリシタンの書状があり、文面の日常性の故に、従来見落されてきた諸側面を補う貴重な史料と言えなくはない。時期的には本能寺の変後の、天正十一年～十五年頃とみられ、全国統一に至る過渡期のそれである。年次や人物比定のほか、細部については未詳の点も多いが、エヴォラ屏風文書や秀吉の右筆安威五左衛門との関係を含めて紹介し、博雅の教示を仰ぎたい。

## 一、リスボン屏風文書の形状と数量

許可を得て剝離し、原形を消失せしめた筆者には、剝離前の状態を報告する義務があろう。

村上氏によれば、一九〇二年の実見当時、「離れ離れの五扇であったが、一扇の大きさは一七五糎に六二糎」とある<sup>④</sup>が、五扇すべてがそのサイズであったとは考え難い。それは、筆者が手にしたのは次図のような六扇であるからである（仮りにⅠ～Ⅵ扇とし、各扇ごとの文書・断簡に1・2・3のごとく番号を付した<sup>⑤</sup>）。この間にⅣと、Ⅱ・Ⅲ・Ⅵ扇のいずれかが、ある部分で接着していたのがちぎれて、六扇になったのかも知れない。そこで仔細に点検すると、Ⅲ―Ⅱの裏面に「百五拾」とある薄い小片が貼付しており（④の位置）、これは小稿⑦号のⅣ―Ⅱのうちの文字がかすれた部分（⑥の位置）に符合する。このことから、村上氏の時点ではⅢの下にⅣが重なっていて、その後糊の部の文

リスボンの屏風文書（剥離前）



- 文頭の位置、中は文書番号
- 虫損等
- ↓ 折紙の字の向き
- ↓ 縦紙の字の向き
- のりしろ

字が薄く剥ぎ取られて二扇に分れたものであることが判明する。

図中に、折紙（主として奉書紙）、堅紙（主に杉原紙）の文字の向きを示した。なおIを除き、他はすべて二重・三重、IVの左上半部は四重のごとく区々であるが、その場所は必ずしも一定していない。また各文書、裏面に落書や宛名等もあるが、原則として文字の面を上にしており、したがって各扇の裏面は概ね白紙である。以上のことから、次のごとき推測が成り立つ。すなわち、屏風の下張りの過程では、文書の天地（字の向き）には関係なく、紙幅の長辺を縦に、文字面を内側（骨側）にして貼りつなぎ、所によっては（蝶番部か）紙を特別に貼り重ねた。なお後述の文書内容が示すとおり、隣接する文書間には内容的な連関性は認め難い。このことは、これらの文書が、単なる反故として、下張り材料に用いられたことを示す。

松田毅一氏は、ポルトガル両地の日本屏風文書を、第一群村上氏所見リスボン国立図書館のもの（本稿分）、第二群村上氏所見（一九〇二年）エヴォラ図書館「司Peの御屏風……」の書状ほか講本断片等若干、第三群松田氏採取の講本・「いるまんせらうにも」宛如庵書状・『論語』の断簡・落書き等、に分類され、第三群は約二・五m×一・五mの完全な「一曲」であり、その大部分を占める講本（教義書）の断片が第二群にも散在するところから、第一群は六曲屏風（一曲は前記村上氏のサイズ）、第二・三群は一つの大きな二曲屏風から出たものと推測された。しかし後述のごとく、I（講本）、やII〜VIの各扇に散在する寂照院・光明寺言上書、IV—13理庵書状、V—12『論語』里仁篇の一節は、第三群につながるもので（論語等は文字の切断部分が符合する）、第一群の文書は、かつてエヴォラ市に在った一つの六曲屏風（村上氏によれば「骨が露出している屏風五片で、紫絹に桐の紋を縫い出している縁があった」）から出たことは疑いをいれない。その一部（主に書状部分）が、いついかなる経緯で、エヴォラからリスボンに移されたのか、今は全く不明である。

ともあれ、六扇を水に浸すことによって、大小五七の紙片を得た。このうちの五片は紙の両面に文字があり、表裏

リスボン・エヴォラ屏風文書（書状）の差出人と宛所

計	不 明	イル ジェル エロニ モ	いる まん ひせん て	いる まん 御中	おる が ん	は あ て れ お る が ん	若 槻 殿	大 □ 助 様	安 威 五 左 衛 門	細 井 新 介	安 威 五 左 衛 門	宛 所  差出人	
1	1												美濃守（豊臣秀長）
2											①		羽柴秀政（堀久太郎）
1											1		石田左吉（三成）
1											1		池田監物
1											1		観音寺堅珍
1											1		重 □
1	1												今枝勘右衛門
1	1												松浦重政ら五人
1											1		宗 意
1											1		直 寿
1	1												松任町惣中
1	1												寂照院・光明寺
1		1 <sup>†</sup>											Luis Flois
2			2 <sup>†</sup>										小西弥九郎（行長）
1						1 <sup>†</sup>							小西如清ら三人
1				1 <sup>†</sup>									Pe. おるが ん
2				1 <sup>†</sup>							① <sup>†</sup>		① <sup>†</sup> いる まん 公子磨（コシモ）
1				1 <sup>†</sup>									三（某）
1	1 <sup>†</sup>												理 庵
1				1 <sup>†</sup>									竹佐入 山貯
1	①												安威五左衛門
1											①		宮孫・田新太□
1	①												森 三右衛門
1											① <sup>†</sup>		自 庵
1		① <sup>†</sup>											閨春斎如庵
1											①		伊 常
6				1 <sup>†</sup>			①	①	①	①	①		某
23	6	1	6	1	1							8	（リスボン） 計
⑫	②	①					①	①	①	①	①	⑥	（エヴォラ） 計

豊臣家臣団とキリシタン

註

○エヴォラ文書  
†キリシタン関係書状  
( )本文なし

かならずしも関連性がないので（後筆か）、のべ六二点となる。しかし三点は表裏とも白紙（短冊状）であるので、墨付都合五九点である。五九点には、恐らく下張りを剝がす時、またはそれ以降と思われる切断線や、引裂かれた形跡があるので、その紙上復元につとめた。その結果、五九点中の一五点からはほぼ完全な書状一〇通を、二二点をつないで一部分欠損の文書一〇通を得た。残る二六点は、紙幅の大部分を欠く断簡一通分と、文脈不明の小紙片一五点から成る。つまり村上氏紹介の二通のほか、曲がりなりにも主旨明白な書状一八通、断簡二一通、計三二通を確認することができた。これに対し、エヴォアラ市所在の書翰類は、零墨とも三二点のうち、書状としてほぼ完全なものは三通、一部欠損ながら主旨が読取れるもの一三通である。

一方、本文の欠損にかかわりなく、書状の差出人、宛所が判るものだけについて、エヴォアラのそれを含めて表示すれば、上表のごとくである。屏風文書の性格把握の上で、リスポンのそれが重要な手がかりを供していることがわかる。

上表の三五通は、宛所との関連からも、秀吉の舎弟秀長以下の側近的家臣団に係るものと、フロイスほかのキリシタン関係書状とに大別できよう。そして両者の媒体が安威五左衛門・小西行長とみられる。殊に前者は、秀吉のいわゆる右筆十人衆の一人で、Simon (Simão) の霊名をもち、エヴォアラ文書（古文書七A）では「安五左□了佐（花押）」とある。いわゆる伴天連追放令を、最初に準管区長コエリヨに伝達したのは、彼と小西行長の一家臣であった。『大かうさまぐんきのうち』段階では摂津守。のち重胤、右筆のほか奉行や奏者をつとめたらしい。安威宛（連名を含む）書状は一五通で、全体の四割強を占め、文面は主として右筆ないし奏者としての彼に宛てた、広義の政治向きのものである。このほか、不明（宛所欠損）分も、状況を報じて「披露」を乞うもの（美濃守状、松浦ら連署状・森三右衛門状）、扶持・助成等の「取成」を乞うもの（今枝、寂照院等言上書）、「御詫」や指示（究極的には秀吉の意向か）を乞うもの（松任町惣中状）で安威宛の可能性は大である。このほか、丹羽長秀より安威宛と思われるもの（IV—14）

などがあり、かくみれば、今回のリスボン所出文書は、これら屏風の下張りが、「安威家から提供された古反古」と推測される松田、海老沢氏説の、大きな補強材料といえる。

以下、秀吉家臣団関係、キリシタン関係に大別し、それぞれ年代の確かなものから順に紹介し、簡単なコメントを付したい。」は改行を示す。

## 二、秀吉家臣団関係文書

### (1) 池田監物書状 (V-2、折紙)

秀吉様御煩儀「無御心元存、態令」啓、様子如何ニハ哉「承度、尤可罷上」ハ共、腹中氣散ニ」ハ条、先如此、御「留主何事も無」御座、恐、謹言「

(天正十三年カ)

五月廿四日

(安威五左衛門)

安五左様

人々御中

(池田監物カ)

池監

(不明)

□(花押)

「秀吉様」段階の、秀吉の五月末の大病は、天正十三年のみで、これは近江坂本に病み、五月二十四日には諸寺社に勅して平癒祈禱がなされ、四国出馬は延期、六月十四日に大坂城に帰った。監物はのち秀次に仕え、文禄四年主人滅亡により浪人。

(2) 某四国征伐注進状 (V-6・13の1号、折紙。出典が複数の場合は、筆跡・内容・料紙、その切断線等から、明らかに同一文書と認められるもの。以下同じ)

謹言<sup>(V16)</sup>上、抑<sup>(而カ)</sup>

一去六日ニ、一宮御取巻事<sup>(阿波)</sup>、

□大手之丸、三□

(中欠)

以外ニ無正躰相聞申事<sup>(V13)</sup>、

□長曾我部はくちと<sup>(白地)</sup>申所ニ在之儀必定之<sup>(カ)</sup>由申<sup>(カ)</sup>、一宮とはちくと、間廿三里程御座<sup>(カ)</sup>座<sup>(カ)</sup>共申<sup>(カ)</sup>、右之外ニ

(中欠)

推運之旨<sup>(カ)</sup>、其方<sup>(カ)</sup>へも御注進可有<sup>(カ)</sup>御座<sup>(カ)</sup>へ共、船路<sup>(カ)</sup>之儀<sup>(カ)</sup>之条、申上<sup>(カ)</sup>、此<sup>(カ)</sup>之趣御披露<sup>(カ)</sup>所仰<sup>(カ)</sup>、恐<sup>(カ)</sup>

謹言<sup>(V16)</sup>、(中欠カ)

申<sup>(V16)</sup>

七月九<sup>(天正十三年カ)</sup>日

重<sup>(不明)</sup>□(花押)

安威五左衛門尉殿

安威を「殿」付けているから、安威以上の身分の「重」某なる四国従軍者には、日根野弘就の弟重之(当時重就か)、加藤茂勝(当時重勝?)、稲葉重通(天正十三年正月二十二日には重執)、高山重友(右近、重出<sup>ジュスト</sup>)など考えられるが、特異な花押とともに未詳。

(3)松浦重政ほか四人連署状(II-2、折紙)

至西村致<sup>(前欠)</sup>「御馬立、於北庄ニ」佐々種々御託言<sup>(カ)</sup>申上之由<sup>(カ)</sup>、何路<sup>(カ)</sup>までも「被任御勝手、無程」御馬可被納<sup>(カ)</sup>、目出<sup>(度脱カ)</sup>

奉存知<sup>(カ)</sup>、禁裏様御材木<sup>(カ)</sup>、此方御普請以下<sup>(カ)</sup>、不致由断<sup>(通)</sup>、此<sup>(カ)</sup>才趣<sup>(カ)</sup>、自然之折節御取<sup>(カ)</sup>成所仰<sup>(カ)</sup>、恐惶謹言<sup>(カ)</sup>

松浦弥左衛門尉

(天正十三年八月カ)

(月カ)

□□十一日

重政(花押)

大野与左衛門尉

光元(花押)

一柳勘左衛門尉

□□(不明)

山口次左衛門尉

守長(花押)

松岡九郎次郎

高光(花押)

(後欠)

□□は、文字の一部を欠くが、判読可能なもの(以下同じ)。越中の佐々成政が秀吉に降ったのは、天正十一年四月二十八日と、同十三年八月二十日の両度。この書状は、「禁裏御材木」(仙洞御所造管用か)、「此方(大坂城か)御普請」から後者に係るものであろう。日付の「十」一は「廿」一にみえないこともない。発信人のうち松岡は信長の黒幌衆より転じ、天正十二年には近江辺の代官かとされ、『豊太閤真蹟集』六四号)、秀吉の馬廻り。松浦も同じであるが、他の三人については未詳。

(4)某書状(VI-8表、折紙)

(前欠)

「<sup>(不)</sup>□<sup>(明)</sup>」御取□<sup>(不明)</sup>、以外之様」躰之儀<sup>(不明)</sup>、我々□<sup>(不明)</sup>可畏」□、弥諸□<sup>(不明)</sup>様」「<sup>(不明)</sup>、其二元相替事御座<sup>(不明)</sup>」  
ハハ、不寄夜中」御知せ奉頼<sup>(不明)</sup>、尚」期後音令勘略<sup>(不明)</sup>、恐々謹言」



年月日未詳であるが、天正十三年七月十一日治部少輔任官以前。同十一年六月二十八日付狩野讚岐守（秀治）宛自筆書状には「三也」とあるので、それ以降か。秀吉は同十三年五月（二十六日付）、河内菅田八幡社等に「安威五左衛門尉」や「石田左吉」を、病氣見舞に対する謝使として遣わしている。

(7) 羽柴秀政（堀久太郎）書状（V-7、VI-2、豎紙）

今度御祝言之儀ニ付而、致參上<sup>(V)</sup>、昨日御前ニ罷出<sup>(VI)</sup>へ共、無御祇候一故、不懸御目<sup>(VI)</sup>、其以後とかく不申承、御床敷存<sup>(VI)</sup>、隨而雖輕微之至<sup>(VI)</sup>、帷子式一令進入<sup>(VI)</sup>、誠御ミやけ之躰迄<sup>(VI)</sup>、何も一逗留中<sup>(VI)</sup>以面上可申述<sup>(VI)</sup>、かしく

（後欠）

（V-7 端裏）

羽柴左衛門督

秀政

（檢封カ）  
安威五左衛門尉殿

人々御中

秀政は、天正十年八月二十一日付で多賀氏宛に「堀久太郎秀政」、翌十一年三月十八日付状は「左衛門督秀政」、同年三月付大徳寺梵鐘銘には「羽柴久太郎秀政」、十二年カ正月十三日付の寺領安堵状には「堀久太郎秀政」、同十二年二月十七日付書状では「左衛門督秀政」と署名しているが、本状は天正十一年頃から、同十三年七月侍従、同年八月北ノ庄移封により羽柴北ノ庄侍従（堀家譜）と称せられるまで、のものであろう。「御祝言」は関白叙任の祝賀かもしれない。

(8) 美濃守（羽柴秀長）書状（VI-1、折紙断簡二二・二×一九・五cm）

（前欠カ）、水かね相留<sup>(銀)</sup>外条、落<sup>(有)</sup>程御座<sup>(周カ)</sup>、敷<sup>(敷カ)</sup>外、此<sup>(途)</sup>本<sup>(敷カ)</sup>之旨、御披露<sup>(言)</sup>外、恐<sup>(言)</sup>く<sup>(言)</sup>

（羽柴秀長カ）  
美濃 守

（後欠）

姓を冠しない「美濃守」から、秀吉の舍弟秀長と考えられる。尤も天正十二年カ六月八日・同十日付石川小七郎（貞通）宛書状では「美濃守長秀」、同十二年九月十二日付美濃西順寺宛禁制では「美濃守秀長」となる。翌十三年三月二十二日付和泉積善寺連判衆宛書状も同じであるが、同年十月四日参議従三位（『多聞院日記』）、少なくとも十五年九州役では中納言（『当代記』）である。天正十二、三年の交か。

(9) 観音寺堅珍書状（V-14・VI-3、折紙）

御小座敷しよ（書院）、もん之出来様、可申上旨被仰下（申七）、大略悉出来申（VI-3）、可然之様御披露（傳）所仰、恐く謹言

観音寺

堅珍（花押）

卯月十六日

安威五左衛門尉殿

御中

『豊大閣眞蹟集』66天正十三年八月八日付秀吉の金子請取状の解題では、近江芦浦観音寺の住持「賢珍」、近江代官とある。この前後の文書か。兄玉幸多氏の示教によれば、名護屋出陣期は住持詮舜。

(10) 今枝勘右衛門尉書状（VI-7、折紙）

、只今参、得御意（傳）へ共、急用、江罷越、罷帰、期面上、可申、已上

者、種、本望、仍勝七御、方之事、御六ヶ敷、共、以御取成（不カ）、断扶持之事、何方（申カ）まで請取、様御究被成、被下、忝可、紀介江州へ、有之事、間、偏奉頼存、御陣、分御扶持方取、其分心得、慥相濟様所仰、恐惶謹言

拾月七日

今枝勘右衛門尉

□<sup>(高カ)</sup>(花押)

(切封)



秀吉の馬廻で(天正十一年八月一日河内古市郡臼井村にて三四〇石宛行わる)、墨客でもあつた今枝が、勝七(後の馬廻今枝勝七か)の扶持につき、宛名の人物(うちニ字は、その右端のごく一部が残っているが判読不能。この文書とほぼ重なり合った断片VI-10は、「安威」と読める字の左半の一部であり、これは安威五左衛門宛か)に、取り成しを依頼したものだ。「紀介」が大谷だとすれば、天正十二年迄の文書ということになる。

(11)直書書状(VI-5、折紙)

尚く被懸御目」故、色く御異見共」忝存い、御陣用意」似相敷御用可被」仰下い、以上」

今日淀迄被成」御働座い哉、不始」于今御苦勞共い、仍海津御座所」之儀ニ付而、昨日も御」懇書誠被懸御目」故、別而忝存い、則」

(中欠カ)

□<sup>(委カ)</sup>い、坂本よてハ、御馬」□<sup>(入カ)</sup>ニ可被下い、必奉待い、□<sup>(委カ)</sup>曲、以面上可申」□<sup>(入カ)</sup>い、恐

惶謹言」

□月六日

直寿(花押)

(切封)

雅齋

安五左様

直寿

人々御中

差出人・年次共に未詳であるが、他の文書の年代から、天正十三年前後のものと思われる。

豊臣家臣団とキリシタン

(12) 加賀松任町惣中言上書 (V-8、折紙)

已上

御書謹而拝見仕<sub>レ</sub>、仍兵部買申<sub>レ</sub>馬之儀被<sub>レ</sub>仰下<sub>レ</sub>、越中へ賣申<sub>レ</sub>へ共、御意之事<sub>レ</sub>間、曳返<sub>ニ</sub>遣申<sub>レ</sub>、伊兵衛參次第相渡<sub>一</sub>可申<sub>レ</sub>、此中も嘸申<sub>レ</sub>筋モ御座<sub>レ</sub>間、何様ニモ<sub>一</sub>御説次第<sub>レ</sub>、委曲藤岡<sub>一</sub>宗譽可被<sub>レ</sub>仰上<sub>レ</sub>、恐惶<sub>一</sub>謹言<sub>一</sub>

(加賀)

松任町

卯月十五日

惣中 (楕円形黒印)  
(印文「宗譽」)

(後欠)

年次・宛所・および文中の兵部・伊兵衛・藤岡宗譽については未詳であるが、加賀松任町惣中は、一たん佐々領と思われる「越中へ売申<sub>レ</sub>」(契約済みという意味か)馬を、「御意」により秀吉側へ売渡すというものである。天正十三年二月末には前田利家は秀吉の佐々攻略の命により船舶の領外への出航を禁じ、四月二日秀吉は上杉景勝に来月中の越中出陣を告げているが、こうした動きと関連する文書ではあるまいか。

次に「惣中」の印判(縦2.8×横1.5cmの楕円黒印)が注目される。自治的な共同体の花押印は、文明九年山科七郷の「惣郷判」(『史料纂集』山科家礼記三)、永祿三年大湊「老若」の花押(綱野善彦『無縁・公界・楽』八二―八三頁)、天文期の「大湊被官中」「浜七郷」の花押印(北島万次『織田政治の研究』二二六―二二七頁)、隣の山田における明応六年「三方」の花押(同上八六頁)など例は珍らしくないが、降<sup>28)</sup>っては慶安元年長崎の「惣町中」の黒印の例(『古事類苑』33外交部月報所収拙稿「長崎惣町中の印」)もあるが、松任町がかっての一向一揆の拠点の一つであっただけに注目に値しよう。

(13) 宗意書状 (III-3、折紙)



差出人、宛名共に不明であるが、差出人は「腹中相煩」い重く、病状を詳しく述べて、竹田法印（定加）の投薬の斡旋を求めている。定加は周知のごとく信長・秀吉に任せ、天正九年以来正親町天皇・本願寺光佐等にも薬を進めており、差出人の地位は相当に高く、宛所は秀吉の側近とみられる。事実、「先刻」の使者は、名宛人が秀吉の「御供」で不在のため会えなかったという。また、定加も「陣所ニ御座外由」と、秀吉は出陣中である。一方、差出人の方も「近比御六ヶ敷儀外」と多端であった。これらの条件から、差出人をかりに越前北庄惟住（丹羽）長秀、宛名を安威、時期を天正一三年三月二十一日（秀吉泉州に出陣、ついで紀伊に入る）以後、四月十六日の長秀病歿までの間とすれば、文中の諸条件は完全に満たされる。即ち、この間秀吉は、上杉景勝に対し越中（佐々成政）攻略を令したが、四月二日景勝は前田利家と協力すべき旨を秀吉に報じ、同八日に利家は成政との戦斗を開始しており、越前北庄の丹羽長秀としても「近比六ヶ敷儀」であったと解せられる。しかし長秀の病のため、秀吉は「長秀方数度申上ニ付」、四月九日、同十二日付で竹田定加に対し北庄への往診を命じているのである。<sup>(28)</sup>

(15) 某書状（Ⅲ—1、折紙断簡）

〔前欠〕番迄も不存□□儀外、御□□御用「竹・鍛治炭、石灰」不闕御事様召寄、〔中欠〕不延□□儀□□□□、可「預御取成外、爰元」御用之儀外ハ、可被仰」（後欠）

前後欠の折紙、上下段数行だけの断簡であるので、〔中欠〕を境に、いずれが前文であるか断定はできないが、仮りに右のごとくした。「御用」物調達や「御取成」願から、宛名が安威である可能性は否定できない。

(16) 某書状（Ⅲ—4、堅紙断簡）

〔前欠〕外へ共、万々取紛一日□□相延申外、何も不日参「可申述外、仍元來外□□、□□鑑一ツつるかけよて」令進上外、委細も三三郎<sup>(カ)</sup>、可被申外、不及御仰外「かしく」

拾月十九日

(後欠)

差出人、宛名、文面の具体的内容とも、すべて不詳。

①寂照院・光明寺言上書(Ⅱ-7、Ⅵ-4、Ⅳ-2、Ⅲ-5、Ⅵ-9、Ⅴ-9、Ⅴ-15、Ⅳ-3、Ⅱ-6、および

『エヴォラ屏風文書の研究』古文書22・23。豎紙、一部欠損、紙の切れ目の大略を点線で示す。(字配りおよび

。△読点▽は原文のまま)

にしのおか(西の岡)

かいじ(海印寺)

(寂照院)

(Ⅵ-4)乍恐申あげ外、

じやくせうあん

(浄土宗報国山光明寺)

くわうみやうじ

一當寺ハ百五拾石御座外を。きう

〔むそく仕〕、寺僧ことくく

こつ、じきつかまつるへき。ていよて御座外、

此いぜん、たびく御れいをも申

あげ外事

一當寺ハ、さかの天〔王〕ちよくぐわん願

じよにて御座外、むかしハしうの

しうろん御座外ときも、東寺より

こうほう大し、當寺よりハだうおう

くわしやら。まかりいられ、他ニ

なる。こしよて御座、さがの天王

御こん、りう八百年ニ成申、其うへ

ほんぞ、のゆらい。ちうこうかいさん

御もん、せきのゆらい。せんじめいし

しやうのゆらい。さまくしさい御

座、寺よてゆ。くどくおほしめさるへき

と存、申あけす、ことに

ながお、きやうより、今のたいら

のきや、うつされゆへ、らくちう

同前

一、きん、ねん、さ

じゆ、御きたうを

(中欠)

IV 3 くわうミやうじ、申へ、ほうねん上人

のゆいせき、くまがへこんりう仕

寺よて御座、事

一、きうとう、きん、りさまより、みんぶ

郷法印、前田玄以(カ)  
きやうほうるんへ御ほうしよを(奉書)

なされゆへ共、いまだき(開)こしめしあげ(召上)

られずゆへ、いつれの寺社をもそだて(書)

られ、天下たいへいのミ世と、諸人(泰平)

あふきたてまつりゆ、當寺の御事も、

あハれがらん(加)のもりをもとめ、じそ(備)  
(寺僧)

のかん(勸)にん(忍)つゞきゆやうニお(仰)うせ(付)つけ

られゆハ、忝存たてまつるへくゆ、恐惶

敬白

(後欠カ)

原文では、裂目が文字にかかっているものも少なくないが、ここでは便宜大様を示すにとどめた。これにより、少なくとも第Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ扇は本来一続きの下地であったこと、かつエヴォラ屏風文書(第三群)とも繋がり、前述のごとく両者が同一の屏風から出たものであることは明らかである。

文面は、洛北西ノ岡の近世には法華宗の寂照院・光明寺(註)が連署して、それぞれの由緒と困窮の状を述べて助成を嘆願したもので、具体的手続きとしては、本状には見えないが、受取人(安威か)に対し、秀吉ないし京都の奉行前田玄以への取成しを願ったものと解せられる。本状の時期や、「きゆうとう」禁裏から玄以宛の御奉書云々については詳かでないが、民部卿法印とあるから、玄以がこれに叙せられた天正十二年二月十二日以降の文書であることは確かである。

三キリシタン関係文書

(8) ジェロニモ・ヴァス宛ルイス・フロイス書簡 (V-10表、縦二つ折、ポルトガル文、字配り原文のまま)

(左頁)

+

Ao chariss[im]o em x[rist]o Irmão  
o Irmão Jeronimo vaz, da comp[anhi]a  
de Jesus.

Do p[adr]e Luis Frois.

(右頁)

Jesus m[ari]a  
Chariss[im]o em x[rist]o Irmão.  
Pax x[risto]

Cá me derão a sua carta e[m] que diz o] p[adr]e acerca do  
concertarê[m] os vestidos dos meninos. [Diz] o p[adr]e que depois  
delle partido logo o p[adr]e Organtino yrá p[ar]a lá e dará  
o necess[ári]o p[ar]a se concertarem os *quimões* dos meninos,  
e quanto a cozinha o p[adr]e De[m]ião(Damião) Marim levou recado  
do que nis[s]o se avia de fazer, polla qual p[ar]a que não espe-

rem mais tarde, e o p[adr]e Marim pode dizer que não tem  
com que posa suprir a es[s]as necessidades. Diz o p[adr]e V. (Vice) P. (Provincial)  
que logo antes de se partir, deixará dito a Antonio  
D'abreu que entregue de sua mão ao p[adr]e Marim os du-  
zentos taéis de seu ordenado p[ar]a que logo comece a correr  
com a ordem do Seminário e cousas que lhe são necessarias.  
Quanto ao aviso que me dá do médico acerca de não  
comer m[ui]tos melões, as[s]i o faço. Não digo nesta mais que  
ê[n]come[n]dar me ê[m] suas santas orações e nos santos  
sacrificios de p[adr]e Marim. E o p[adr]e V. P. diz que lhe  
escreveio Já, e diz que se emcomê[n]da a elle m[ui]to.

S[er]vo sou em x[rist]o

Luis Frois.

(訳文)

(右頁、左頁の本文とは逆向き)

キリストにおいて最も愛すべき兄弟

イエズス会のイルマン・ジェロニモ・ヴァス宛

パードレ・ルイス・フロイスより

(右頁)

イエズス・マリア

キリストにおいて甚だ愛すべき兄弟へ

主の平安(訳者挿入句、以下同)  
(訳者挿入句、以下同)  
「あらせたまえ」

私は、(次字挿入、以下同)「セミナリオの」少年達の衣服を彼等が繕うことについて、パードレ(訳者注、以下同)（準管区長ガスパル・コエリヨ）

が、(次字挿入、以下同)「述べている」手紙を拝受しました。同パードレが「言われるには」、彼の出發後すぐに、パードレ・オルガンティノがそちらに赴いて、少年達の着物を繕うのに必要なものを与えるだろうとのことです。また賄方については、パードレ・デ(タ)「ミ」アン・マリムが、これ以上長くは待てないので、この点につき、処理されるべき方法について「指示した」伝言を持参しました。つまり、パードレ・マリムが申上げることのできるのは、これらの必需品を補給することができるための「手立てが」ないということだけです。

準管区長のパードレは、彼が「当地を」出發するすぐ前に、アントニオ・ダブレウに対して、彼が「自分の」俸給のうちから二〇〇タエス（銀約一貫目）をパードレ・マリムに手渡しするようお願いしておくだろうと述べていますが、それは彼（マリム）がセミナリオの注文や必要な品々の「購入の」ために、すぐに充てることができるためです。

瓜を多く食べすぎないようにと、医師が私に忠告を与えたとのことですが、そのように致します。

この手紙では、パードレ・マリムの聖なる祈りと、聖なる犠牲において懇願する以外に、私には申し上げることはありません。そして準管区長のパードレは、すでにあなたに手紙を書いたと仰言っていますが、彼（マリム）に對しても、よくよくお願いすることとあります。

キリストの僕であるルイス・フロイス<sup>⑧</sup>

この文書は、杉原紙（二一・七×三七・〇cm）を縦に二つ折りし、右頁にペンで墨書きの本文を認め、左頁が

外側になるようそのまま六つにたたみ、その一つに宛所を書いたものである。

松田毅一氏によれば、フロイスの自筆自署の書翰は、全世界で二八通の所在が確認されているので、これは二九  
九通目（再確認）となる。尤も、エヴォラ文書中にも、一五八六年頃、堺発と推測される自筆自署書簡のごく断  
片が、一九四一年には存在し、現在行方不明という。<sup>32</sup>このことは、年次・発信地不記のこの書簡の比定に、一定  
の示唆を与えるものである。

宛名のジェロニモ修道士は、エヴォラ古文書17号B 閏春斎如庵の状「いるまんせろにも」宛と同じ *Fr. Jero-*  
*nimo Vaz* なるべく、彼は一五七九年又は八〇年に日本でイエズス会に入会したポルトガル人。安土いらい畿内  
のセミナリオの教師を勤め、天正十五年伴天連追放令で畿内を追われ、同年末長崎で死去した。

オルガンティーノ神父 *Organino, Gnechi Soldi. S.J.* (後出「於留岸・おるがん」) は、周知のごとく一五七  
〇年（元龜元）に渡来したイタリア人。直ちに都へのぼり、天正四年ミャコ地区布教長に任ぜられて以来、畿内  
で活躍。伴天連追放令で小西行長領の室ノ津・小豆島に潜伏、翌十六年行長の肥後宇土入部により長崎に移った。  
この間、京都南蛮寺（教会）を建て、天正九年安土にセミナリオ開校。これは翌年本能寺の変・安土城の焼失に  
より京都南蛮寺に移され、同十一年高山右近領の高槻へ、さらに同十三年閏八月右近の明石移封により閉鎖、翌  
十四年洋暦十月以降大坂に移され、同十五年伴天連追放令により収公破却、有馬のセミナリオに併合された。

ダミアン・マリム神父は、天正十一年渡来のスペイン人。一五八六年九月（天正十四年八月・九月）大坂セ  
ミナリオの上長。文禄元年には長崎に在り、慶長三年マカオで死去。 *António d'Abreu* は、この頃の身分は未詳  
であるが、「一六〇八年度のマカオ・コレジオのパードレ及びビルマンのカタログ」によると、神学専攻のパード  
レであった。<sup>33</sup>

以上からみて、文中のセミナリオは、畿内のいずれかの地に在った時代のそれをいい、したがって、パードレ

V. P. が去らんとしている「当地」とは、これから若干の距離をもつ畿内の或る地点である。一方、Pe. V. P. とは、Pe. Vice Provincial ≡ 日本準管区長（ガスバル・コエリヨ）以外には考えられない。文面から、フロイスは準管区長と所在（発信地）を一にしているようであるが、フロイスが京畿に在ったのは前後四回である。<sup>(38)</sup> 第一回は永禄八一天正四年。第二回目は天正九年二月（以下いづれも邦暦）巡察師ヴァリニャーノに従って堺につき、安土で信長に謁して、同十月に九州に去るまで。第三回目は準管区長に従って同十四年三月堺に至り、大坂城で秀吉の歓待をうけ、五月四日付の伴天連の国内居住および布教の特許状を得て、数日後謝礼のため再登城した後京都へ向かい、同地に二四日間ほど滞在したが、豊後等での急用のため大坂へ戻り、六月二十二日頃豊後に着き、<sup>(39)</sup> ついでに長崎へ戻った。第四回目は翌一五年初頭、準管区長の命により、秀吉の注文品を贈物として届けるべく上坂し、直ちに西下した。<sup>(40)</sup>

したがって、前記条件を満たすのは第三回目の上方滞在以外にはなく、この書簡は天正十四年（一五六〇）の、それも「瓜」が旬の季節であるから、京都滞在中かそれ以降である。されば、「セミナリオの少年達」は、高槻閉鎖後、大坂開設までの混乱期にあり、彼等の居所と一定の距離をもつ発信地は、京都か堺などの大阪周辺らしいが特定はできない。

安土創設当時のセミナリオの生徒（一八才以下）は、貴人の子弟に限り、生活所要は自己負担が原則であった。<sup>(39)</sup> しかし高槻時代には、領主の右近が毎年養育補助金を出すほか、幾人かの孤児に対しては、一種の里親制をとって、里親が衣服・食糧・その他の必需品をあてがった。<sup>(40)</sup> その後この書簡の時期にはそれらのあてもなく、生徒達の生活は逼迫していたらしい。かかる彼等の出自・環境の変化や、生活所要を教団ないし特定聖職者個人に依存したことは、その後彼等が修道士の年令に達した段階で遭遇した禁教と弾圧期における、個々人の去就や、日本人司祭叙任問題に、大きな影響を与えたであろうことは疑いをいれない。

仰和歌書きくずし (V—10裏面)

夏山の、<sup>(栴)</sup>ミねのこ「すゑの、たか」けれど、雲」にせせ<sup>(蝶)</sup>ミ」の、聲ハき」こゆる」

右の行間に、同じ字配りで再度書きかけているが、「…聲ハき」で終っている。余白に「め」「め」の字や、筆を整えた跡がみられ、フロイスの書簡を後年誰かが手習いの料紙として用いたものらしい。和歌の文字は稚拙であるが、別にフロイスの筆跡とは異なる筆書きの Xum. m なる達筆の落書もみえる。

㊦小西弥九郎 (行長) 書状 (Ⅲ—2、豎紙)

尚く馬之事、やかてく御左右可被」申ひ、

御上落之由、御太義<sup>(儀)</sup>よてひ、馬之儀、我木のり馬一疋、<sup>(御カ)</sup>□入ひ、関白様被成御歸ひ間、いつれへ御使ニ参ひはん

も不存ひ、かり申所御入ひ間、たゝ今人を遣ひて、御左右」可申入ひ、かしく、

<sup>(端裏書)</sup>いるまん  
(切封)

ひせてさま

小弥九

る御報

前述のごとく、端裏にIV—2の一部「百五拾」の小片がなお付着している。「小弥九」は、アゴスチノ小西弥九郎 (行長) なるべく、「関白様」とあるから天正十三年七月十一日以降のもの。京畿での修道士の活動が未だ自由の様であるから、同十五年伴天連追放令以前。ことに秀吉が九州平定のため大坂を発したのは十五年三月一日 (小西も従軍) であるから、それ以前となる。「ひせて」Vicente は、若狭生れの「やうほう軒パウロ」の子で「とういん」。一五八〇年 (天正八) 十二月イエズス会に入会 (四八才)、仏教の諸宗派や学問に通じ、邦人イルマ<sup>①</sup>ンでは最も博学といわれた説教家である。天正十年初以来上方の各地で活躍し、同十五年大坂 (細川ガラシア受洗の主役)、堺・都にあったが、同年の伴天連追放令によりシモに移り、慶長十四年に逝去した。

②小西弥九郎（行长）書状（Ⅱ-3、堅紙）

た、今人を可進<sup>(不)</sup>ひ、 <sup>(不明)</sup>「預御状<sup>(不)</sup>ひ、御のほりなく<sup>(不)</sup>ひへむ」、不及是非<sup>(不)</sup>ひ、もし又御上<sup>(不)</sup>ひハ、馬ハかり<sup>(不)</sup>ひて置

申度<sup>(不)</sup>ひ、「可承<sup>(不)</sup>ひ、二疋成共御入<sup>(不)</sup>ひ、「かしく、」

(切封カ)

より

 るまん

ひせんでさま

小弥九

御報

期日不明であるが、文面や書状形態の類似性から、前文書と殆ど同時期のものと考えられる。

②オルガンティーノ神父書状（V-3、折紙）

尚く申<sup>(不)</sup>ひ、材木の義<sup>(不)</sup>、「くす<sup>(不)</sup>ニてハなり申間敷<sup>(不)</sup>」ハ条、松ニて可然由、大工ミ<sup>(ミゲル)</sup>けるニ「御申渡あるへく<sup>(不)</sup>ひ、此方

ニても皆く<sup>(不)</sup>「松よく<sup>(不)</sup>ハんと被申<sup>(不)</sup>ひ間、其分定<sup>(不)</sup>ひ、」

只今者、雅良佐之<sup>(Catalan)</sup>「御状拝見申<sup>(不)</sup>ひ、然者せ<sup>(不)</sup>ツ」ちんの義承<sup>(不)</sup>ひ、のし<sup>(不)</sup>「ふき、木なりとも、瓦ニ<sup>(不)</sup>」なりとも、其元ニ

て「大工と御談合<sup>(不)</sup>ひて、何も<sup>(不)</sup>」たやすきやう、御<sup>(不)</sup>「沙汰あるへく<sup>(不)</sup>ひ、恐く謹言、」

六月九日

Pe

おるかん

OrGan. G.

いるま 

ひせ 公

る

Organ. G. (Organino, Gnechi soldi) だけが異筆で、オルガンティーノの自署と考えられる。この書状は村上直次郎「エボラの大神教と金屏風」(『日本通交論叢』昭十八)、「The Jesuit Seminary of Azuchi」(Monumenta Nipponica VI, 1944) に収録されているが、字句を若干修正した。また氏は、年次を天正八年、安土より京都のヴィセンテ修道士宛と推定されたが、松田毅一氏は京畿に在るヴィセンテ宛であることは明らかとして、天正九年以降とされる。この件について、決定的な証拠を持つわけではないが、次の諸点に注目したい。

まず、前述のように同一の屏風から出たことは疑いないリスボンとエヴォラの下張りの古文書五〇余通(断簡を含む)において、信長期、つまり天正十年六月二日以前、と確認できる文書は一通もないこと。のみならず、年次比定可能なものは、上述のように天正十三年を主に、前後せいぜい一、二年間、つまり同十一—十五年(六月の伴天連追放令以前)に限られていることである。第二に、文中の「大工ミける」は、フロイス『日本史』に見える天正十四年十月十二日堺で執行された富商ルカス宗札の磔刑(弟の殺人事件に連坐)に立会い、彼に或るキリシタンとの不仲を痛悔するように勧めた「ミゲルという善良な大工」に違いない(堺の住人である可能性もある)。当時堺には、右近領明石の司牧活動から戻ったオルガンティーノが、病氣療養のため滞在していて、宗札の赦免のため大坂へも出向き、諸種画策したが効なく、処刑日には堺の教会で修道士や神学校の少年達と共に祈った、<sup>(48)</sup>という。第三にこの文書は、ヴィセンテが工事に関与している教会関係の建物の、便所の屋根の「のし」の葺き材、その他用材に関する指示である。便所だけの新・改築は考えられないので、建物自体もいまだ落成・使用以前と考えねばなるまい。以上のことからこの書簡は、天正十四年大坂セミナリオの建造に関連する指示で、発信地は明石ないし堺の可能性が大きい。

(23) 小西如清等連署書状 (IV—6、折紙)

猶以さんちよ可罷下<sup>(ガラサ)</sup>の之間、爰元之儀「委<sup>(細可カ)</sup>申上<sup>(細可カ)</sup>の間、不詳<sup>(細可カ)</sup>、以上、

以雅良佐態申上<sup>(ガラサ)</sup>の、□元御普請<sup>(ガラサ)</sup>ニ付、事之外御用意<sup>(ガラサ)</sup>の竹木・車以下、はたと相留<sup>(ガラサ)</sup>ひてハ、何事も難成<sup>(ガラサ)</sup>の

条、御心得可<sup>(ガラサ)</sup>被成<sup>(ガラサ)</sup>ためニ申上<sup>(ガラサ)</sup>の、

一 □儀、可被<sup>(召連)</sup>仰付<sup>(召連)</sup>の哉、□<sup>(瓦)</sup>かわらの儀、□可被<sup>(瓦)</sup>成<sup>(瓦)</sup>之由、□此方<sup>(瓦)</sup>ニ少も用意<sup>(瓦)</sup>不仕<sup>(瓦)</sup>の、

一大工<sup>(瓦)</sup>ミけるめしつれ

(中欠)

事難<sup>(瓦)</sup>届<sup>(瓦)</sup>の、委細<sup>(瓦)</sup>之儀<sup>(瓦)</sup>、此両人<sup>(瓦)</sup>可<sup>(瓦)</sup>申上<sup>(瓦)</sup>の、可得<sup>(瓦)</sup>御意<sup>(瓦)</sup>の、恐惶<sup>(瓦)</sup>謹言<sup>(瓦)</sup>

二月廿一日

(切封カ)

役者

利齋 (花押)

清水

了五 (花押)

小西

如清 (花押)

伴天連

於留岸様

人々御中

これは村上氏前掲二論文のほか、同『耶蘇会士日本通信』下巻(京畿篇)序説にも収録紹介されている。差出人名等の字句が、三論文で少しずつ異なっているが、原文書は右のごとくである(例えば、明らかに中欠で、「大工ミけるめしつれ候事難届候云々」とは読めない)。また氏は、はじめ天正四年、京都より高槻宛とされ(耶

蘇会士日本通信」、のち天正八年京都発安土宛と訂正されたが（「エヴォラの司教と金屏風」）、松田氏は、「小西如清」は行長の兄ベントに違いなく、彼は天正七年五月の安土宗論以後法華宗から改宗したので、本文書は天正八年以降、と推定される。また「清水了五」は、都の代表的信徒とされた清水レアン（45）の長男 Diego（天正四年受洗）である可能性大とされる。「役者利齋」については未詳。

筆者としても決定的な史料を持つわけではないが、次のことは指摘できる。すなわち先学は「爰元御普請」とし、「事之外御用意候」の主語をオルガンティノーと解し、差出人との関係を論じられるが、若し、オルガンティノーらが教会等の建築のために、「事之外」竹木等を用意しているならば、「はたと相留てハ何事も難成」とか、「此方ニ少も用意不仕候」とは矛盾し、これは、信長なり秀吉なりが、「御普請」のために、莫大な用材等を確保すべく、民間の流通を「相留」る惧れがあり、されば教会側の所要の調達は覚束ない、と報じたものと解せざるを得ない。それで天正八年から同十五年迄の正、二月の交に、安土→京→大坂周辺での大規模な「御普請」の例を探すと、天正十三年初からの仙洞御所造営、十四年初の大坂城修築、十五年初の聚楽第修築の三者となり、共に秀吉期である。工事の規模では、大坂城修築が断然大がかりで、常時四万人使役という濠の大工事は十四年三月半はコエリヨ等の訪問時も続けられていた。差出人が京都に在れば十三、十五であるが、その保証はないし、この時期京都での教会側の普請については知るところがない。むしろこの書状は同十四年、大坂セミナリオ普請に対する大坂城修築の影響を明石在のオルガンティノーに宛て、「罷下」るサンチヨに托して報じたものとみれば、前文書（22号）との関係も矛盾なく説明できる。尤も「さんちよ」の人物については未詳。

(24) いるまんコスメ書状（IV—7、折紙）

以雅良（46）佐令申外、今度得貴意、過分至存斗外、又やかて御いとま請（47）にくたり可申外、

一ひようしの事、則尋申外、當「月中禁中」



(IV-8) (く) (へ) ちもあてれさま又「御きうけい、入満御さ」い(イルマン)とろ二い申い、外(功カ)のくりきをもとめ申度い、此方(斤遠)ハかたゑんしよニなり申い」

(中欠)

ちもあてれ御さなくいへち、たのもしき事の「御さなくい、さりなから」あしよわニいへち、ひきやく(飛脚)つか「」

(中欠)

よて御さい、又、其方へ参て「御さしきゑとも申」度いへとも、是ハならずい、やかて参可申い、恐惶「謹言」

六月九日

山貯(花押)

(切封)

竹佐入

いるまんひ(せ)(ん)てさま人々御中

山貯

参

IV-8は前後欠の折紙であるので(中欠)間の文章は順序が逆かも知れない。差出人の「山貯」はサンチヨであろう。文面からすれば、かなりの身分の者で、かつ高令らしい。天正期の京畿地方の「サンチヨ」には、かつて尾張国の「殿」で、大和十市の城主となり、これを追われた老「イシバシ殿」(石橋義忠・斯波義近の二説あり)、三好長慶の重臣の一人であった河内の三箇頼照、二十六聖人の一人鈴木パウロの兄弟、および Taquada Sancho 等があるが、「竹佐入」との関連でいざれとも判じ難い。

「ろれんそ」は、邦人イルマン了西ロレンソか。彼は肥前出身で、ザビエルから受洗。邦人最初のイエズス会修道士で、天文末期からガスパル・ビレラの京都伝道を助け、天正期には京都を拠点に畿内一円で活躍。布教長カブラルやヴァリニヤーン、フロイス、オルガンティーン等に從って、信長ついで秀吉に謁し、天正十一年秀吉は大坂教会の地所の所有権を彼に与えた。伴天連追放令によりシモに移り、天正十九年死去。





杉原紙を縦にして、左端に「むあてれさまより 公磨（花押）」とあり、書簡の礼紙であったのかも知れない。「公磨」は四号のイルマン「公子」と同一人か。しかし、右と同筆で、紙を縦や横にして、「御大切」、「存心」（四回）、「たのむ」（三回）、「命」（同）、「難量」、「無量」、「再會」、「愁傷」、「の」等と各数回書き、筆の穂先を整える斜線も数本ある。

裏面も同様であるが、「今日立参り処、色々御馳走奈」、数行分余白、「一両日之風寒、無所避け、誠不明堅不明不失心」云々と、文章の体をなす。しかし、特定の案文でないことは、余白の各所の「風」の書きかけや、「月」「誠」「清」「砌」「周也」「用」等から知られ、書きくずしであろう。端正な能筆である。

③0 ラテン語聖句（II—5、折紙、断簡、字配り原文のまま）

（左頁）

Quanto maior es humilia te in omnibus  
& invenies grā[tiam] corā[m] dei. pro <sup>(Deo)</sup> <sup>(v)</sup>  
Qñ[Quam] magna potentia dei solius &  
ab humilibus honoratur. eccli 50  
Omnia arbitratus sum ut stercora  
ut X<sup>m</sup> [christum] lucrifacian. Phil. 3

（後欠）

（左頁仮訳）

汝、大いなる者なれば、全てにへりくだるべし、  
されば、神のみ前に、恩寵を見出さん。箴言より

（右頁）

Qui fecerit & docu   
vocabitur in regno   
memoriā[m] superbonā[m] puer   
relinquit memoriā[m] hu   
Quia que honorificaverit   
qui autē[m] contemnan  mea

神御一人の

卑しき者共にも崇めらる。集会の書50より

われは全てを汚れとみたりき、

キリストを得んために。ピリピ書3より<sup>58)</sup>

(右頁略)

折紙の一面(上段)を、左右に割って上の文を墨書している。エヴォラ古文書1は、ヨハネ聖福音書第一章五〇―五二節の断片五行で、ラテン語の各単語の上に、漢字又は片仮名で訳を付けているが、書体から同一人物の筆になると考えられる。後出およびエヴォラ文書の、仮「入満心得ノ事」、『論語』断簡などと共に、恐らくセミナリオの講義ノートに類するものである。尤も、例えば天正九年の高槻の教会では、ラテン語の主禱文・天使祝詞・詩篇等が参集の信徒によって唱えられたとあり、<sup>59)</sup>セミナリオに限定はできないかも知れないが、いずれにせよ、当時のラテン語教育に関する貴重な史料といえよう。

③) 某消息(II―5裏、折紙、断簡)

(前欠) 御とうりう「<sup>不明</sup>てひハ、かならず」御気さんを「こし入まひらせひ」、<sup>不明</sup>せす、<sup>不明</sup>まりや

(前欠) 文ミまひらせひ「けさハ」御遣まひらせひて、「申まひらせひ」たく□<sup>不明</sup>ひつれ共、「雨ふり」参ひ「ま、」□<sup>不明</sup>たくと「帰」まひらせひ、「<sup>Carion</sup>かりおんさまへ」御目「<sup>不明</sup>か、り」まひらせひ、「数々」よろ「しく」申□<sup>不明</sup>」(後欠)

女房奉書の字配りで、筆者が女性らしいこと以外、年次等一切不明。ただ「かりおんさま」は Carion, Francisco. S.J. と思われる。だとすれば、彼は松田毅一氏によれば一五七九年十二月一日付、『日本年報』の第一信を□ノ津で執筆した人物として知られるポルトガル宣教師『南蛮史料の研究』一〇五、五九四頁)。J.F. Schütte. S.J. Monumenta Historica Japoniae Iによれば、一五七九年(天正七)イルマンとして□ノ津に到り、マ

カオにて司祭に叙階された後再び来日、一五八一年(天正九)十二月二十日作成の名簿(Bo)では、安土山の市にあってオルガンティーノ師の監事、八二年二月作成の目録(Catalogo)では安土のセミナリオにあり、八三年の目録(Lista)にはセスベデス師と共に都の Casa にあり、その後八六年(天正十四)九月十月作成の Catalogo には伊予のレジデンシアに日本人イルマンのセバスチアンと共に在り、八八年十二月末にも同じ。しかし八九年一月二十六日付 Lista には平戸島の上長としてあり、九〇年七月二十三日(天正十八年六月二十四日)平戸の生月島で死去とある。これからみると、天正十一年京都在住から十四年伊予在住迄の足跡が不明であるがこの間のある時期までは京畿地区の伝道にあたったことは確かで、この書状はこの間のものである。但し、裏面30ラテン語の聖句筆写との時間的前後関係は、常識的には本書状が前と考えられるが、俄かには判じ難い。判読・解説にはそれぞれ中野三敏・五野井隆史両氏の教示を得た。

③ 仮「入満心得ノ事」(I—1、豎紙、断簡)

(七頁)

(Penitencia 痛悔、傍線引用者、以下同)

(部分)

(Confessao 懺悔)

懺悔其外へニテニアタル所作ヲナスナリ、故ニ此 Parte ノケタカアキ精力アル処ヲサシテ、常ニ「Contra」  
(Sacramento 秘蹟) (Confessao 懺悔) (Penitencia 痛悔)  
 サカラメントニ云ナリ、○此コヒサント云ハ、先后悔ノ痛ミト、赦サルヘキトノ頼敷キ心ヲ以テ、科ヲ白狀スル  
 了也、是眞ニ人問扶カルヘキ為ニ、ds定メ玉フ大ナル御巧ミノ道ナリ、其ユヘハ、且ハ愚痴ニヨテ科ヲ弁ヘス、且  
 ハ了簡ナクテ、内ニテクサリ果テ、或ハ人トノ其道ヲ知ラス、或ハ吾カ身ヲキリテツクコロヲ為ニ、力ナクテ扶ル  
 者鮮カリシナリ、今ハ早、吾コソヘサウルニ科ヲ顯セトノ御授ケニヨテ、アニマノ領掌ノ道恒ク顯シ、(Virtus 靈魂) 右条一不  
 申ニ、是ニ其遁ルゝ処アリテ、前程扶カラスノ果ル了鮮ナシ、○此サカラメントニ付テ云ヘキ了多シト雖也、此廣  
 キ先、二ノ了知ラルヘキ了、サシ當リテ入了ナリ、一ニハコソニ付テ、第一ノ干要ナル了少々知ラルヘキ了、  
 二ニハコソヒサンヲ申ス為ニ、其様躰、又因ム理ヲ知ラルヘキ了、○第一、此サカメントニ付テノ眞了云ハ、先

(コソヒサン)

(セスキリシト)

「一ツニ」此コソヒサント云フハ、人間ノ巧ミ定メタルコソヒ非ス、只御主授授定メ玉フ義ナリ、惣シテサカラメント

(トクヘカ)

(Gracia 恩寵)

「カラサヲアタヘ玉フ」ナレハ、dsヨリ外定メ玉フ相叶ハス、故ニ何レノサカラメントモ授定メ玉フ者ナ

リ。茲ヲ以テ、此教ト世間ノ多門ノ差別ヲ見ラルヘシ、餘ハ皆人作ナリ、我等カ御掟テニ當ルコソヒハ、dsヨリアタヘ

玉フ也、去此(トクヘカ)コソヒサンノサカラメントタルト云ハ、人間ノ前ニテ懺悔白狀ノ差別ヲ知ラセン為ナリ、○第二

ノ眞ト云ハ、ハラチスモ已(トクヘカ)后ノモルタル科ヲ赦サレ奉ル為ニ、此コソヒサン(コソヒサン)全ク干要ナルコソヒ、其ユヘハ、コンチリサン

モコンヒサンヲ申スヘシト「定ル心ノ竈ル処ニ眞ハアルコソヒナリ、故ニ此サカラメントタル(Sacramental Confessio 聖なる告解)コソヒノ願ヲ以テノ

サレハ、コンチリサンニテ科ヲ」赦サルコソヒモ叶ハス、コレニヨテ、世ノ第一ノ後悔ヲ持タリト云トモ、コン

ヒサン(Remissio 赦免カ)サス、カ仕合アリナカラ、申」マシキト思フ時ハ、其科ヲ赦サルコソヒナシ、其ユヘハ、科ニ當ル

Remissioト云ハ、コソヒノ授ケ」

(左頁)

ナシテ、其曲ヲシツタル間分リノ衷ナリ、度々辛勞ヲ以テ、是等ノ習ハシヲ能クシツケテ后ハ、アリシ如ク、アセ

ヲカ、セテ辛勞サスルニ及ハス、時とノハ策ヲアテ、轡ヲハムルコソヒアレトモ、ハヤ乗入タル馬ナレハ、易々ト乗手

ニ随フ者ナリ、其如ク人モ世間ノ牧ニ自由自在ニアリツケタル悪キ色ヲ妄リナルアヒトニヨテ、色身モゼン」スワリ

タテモ、全クアルヘキ様ニラサンニ随フヘキコソヒ成難ナリ、偏ニ牧立ノ馬ノ如クナリ、故ニセシユンチシ」ヒイナ其外ノ

コソヒンモルチルカサンヲ以テ困サセ随セ、無為ニナスマテハ策ヲアテ責ラル、衷干要ナリ、此為ニ師匠ヲ定

メラレ、チスキリサン、フルテンシアラヲ以テ、指南シ計ラハル也、○此(要)后「色身ハヤ無為ニナリテ、随ヘラル、

衷易キ進退トナリテ後ハ、此等ノ荒キコソヒ入ズ、其上ニ」テモ、人間ノナツレザ餘リニ悪キ生付タル者ナレハ、時

トメハ策ヲアテ、時トメハ轡ヲハメ、ヘニテン」モルチ」ノサシヒキヲ以テ、忽セナク元ノ野心ニ立歸ラサル様

ニスヘキ干要ナリ、○去ハdsヘ御」奉公申輩ノ為ニ、此ヘニテン」ノ道、至テ干要ナルコソヒナレハ、大敵ナル天狗、

(ハニテンシテ)

様々ノ道ヨリ妨ケント」、巧クミ歎クナリ、或時ハ此道如何ニモ嶮ク、堪難キ丁ト頭シ、迎モ届クマシキト思セ、却テ病<sup>(ニテ)</sup>者トナリテ、身ヲ崩サンナト、思ハセ、此念ニヨテ、自ラ心モ屈シ、心氣癆療ノ体ニナシ、是<sup>(ハ)</sup>ヲ以テ、ヘ<sup>(ニテ)</sup>ニテ<sup>(ニ)</sup>モル<sup>(カ)</sup>、如何ニモ苦キ苦ミト思ハセ、是ヲ以テ跡ヘ引歸サントスル也、如此ノテナタサン有<sup>(カ)</sup>時<sup>(ニ)</sup>「ハ」、似合ノ道ヲ以テ了簡ヲ加フシ、第一、色身ノ病者、身ノ息災ヲ蒙ラントテ歎ク様体ヲ」

このI—1の紙幅は、横(左・右二頁分)は二五・〇cmでほぼ原形をとどめているが、縦は最長部分で二〇・二cmで、元の紙幅の半分弱は切れている。即ち、左頁の下端には、折り目を隔てて逆向きに、第5行目から第10行目にかけて、各行末尾の「へハ」・「ノ」・「ク」・「ン」・「セ」字のみ読取れる。また左・右頁を分ける余白部には、六つの綴じ目の糸かぎりの小穴がみえる。このことから、左・右の頁は、四つ折して大和綴した書冊の二頁分とみられ、文章も続かない。

エヴォラに於いて、四頁分一枚のまま残っている数葉のうち、紙幅が完全な一枚(「日本のカテキズモ」の部分に徴したところ、縦横三九・五cm×二四・五cmの杉原紙を上下に二つに折り、更に左右に二つに折って(計四つ折)、その折り目を綴じ代とし、上から約〇・五cm、三・三cm、六・八cm、一二・四cm、一六cm、一八・八cmの六点が糸かぎりになっていて、この穴の位置はI—1に符合することを確認した。海老沢氏は、屏風文書の点数の大部を占める教理書の断簡を整理して、第一部「カテキズモ」、第二部「入満心得ノ事」、附「カレンダーヨ」、と名付くべき三部から成り、筆跡はそれぞれ異なるが、全一冊二〇頁、と推定されるが、それは一頁縦横約二〇cm×一二・五cm、大和綴であったことが知られる。I—1は筆跡から「イルマン心得ノ事」の二頁分(および数行の数字)であるが、原書については海老沢氏は、都の布教長<sup>(スベリ)</sup>でセミナリオの校長でもあったオルガンティーノにより、一五八一年(天正九)後半に成立し、同師が同年成立の安土のセミナリオ、又は天正十一年からの高槻のそれにて講義し、学生の誰かが筆録したものとされたが、松田氏は後に、ヴァリニヤーノが一五八〇年末豊後曰

杵修練院の開院早々に行つた講義録を、翌年春彼自身が畿内にもたらした原本またはその写本、と訂正された。<sup>(8)</sup>  
 筆者にその当否を論ずる能力はないが、内容から歐人神父による邦人イルマン養成のための教義書であることは確かである。

左右両頁とも、両氏および土井忠生氏採訪の「イルマン心得ノ事」断簡の、いずれの頁とも連続しない。

(33) 仮「入満心得ノ事」(I—2、豎紙、断簡)

(右頁)

各色ヲ「申サレケル」

「如何ニモ」

「メントナリ」

「更ヲツケ」

「マフナリ」

故ニ如此ノ「万更苦」

「(一行アキ)過シハラチク(ラル)」

「(Particular 特別ノカ)」

「口ル時ハ」

「今ホルタレサ」

「(Portaleza 豎紙)」

「故ヲ如何ニ」

「トナラン」

「ヨ」

(左頁)

コンチリサンノ「受ル」

「ハ云フ」

(Anima 靈魂)

「限アルヘエナニ」

(Paraiso 天国)

「ナリ、コンチリ」

「サン」

「精カナリ」

「於テ合」

「センスワリタ」

「コンチリサン」

「ケル」

(不明)

「コンチリサ」

「ン」

「精力」

「」

「」

「」

「道ヲ歩」

「カヲ得」

「」

「」

「」

「」

「」

各行の頭の数字分だけで、書体等から「入満心得ノ事」の断簡であることは間違いないが、文面上、今日知られていどの頁にもつながらない。

(34) 『論語』里仁篇断簡(V—12、エヴォオラ「論語」1)

(エヴォオラ) (引用者註、以下同)

(前略) 子曰「不患無位、患所位立、不患」

(美)

(V—12)

(哉) 子曰「唯、文字の右半分はエヴォオラ」

子曰、門人問曰、何謂也、曾子曰、夫子之道、忠恕而已矣、子曰、君子喻於義、小人喻於利、子曰、見賢思齊焉、

見不賢者<sup>(前)</sup>「省也」、子曰、事父母幾諫、見志不從、又<sup>(後)</sup>「以不違」勞而不怨、子曰、父母在、子不<sup>(遊)</sup>「遊」、<sup>(遊)</sup>必有<sup>(方)</sup>「方」、子曰、三年無改於父之道、可言孝矣」子(後欠)

欄外右上余白部に、斜に「三重<sup>(題)</sup>」と大書、同じく左中程に小さく「ヲ」字一八回、「ヲノレヲ」二回、「カウカウセイ」(『聚分韻略』卷之二「庚耕清」カ)二回の落書があり、右の文中にも「韻」、「見」、「父」(二回)、「周」字があり、右のごとくこれとつながる右頁(半丁)エヴォラ『論語』1は、原文の判読が困難なくらい落書で埋められ、「三重韻」(四回)、「患」<sup>(患)</sup>「月」<sup>(月)</sup>、「澄潭」<sup>(澄潭)</sup>、「漢」<sup>(漢)</sup> (三回)等が見える。『論語』等の学習にも、当時の最も一般的な版本辞書である三重韻形式の『聚分韻略』が用いられたことを示唆する。

この半丁(一頁)は七行、一行一四字から一七字まで区々であるが、エヴォラ『論語』2以下(「公治長」篇以下)20頁まではすべて七行、ほぼ一三字と一定し書体も異なる。このことは、『論語』(恐らく全一冊)は、少なくとも二人以上による筆写本であったことを示している。これだけでは、セミノリオにおいてテキストとして用いられたという証左とはなり得ないが、海老沢氏は共出の「徳失鏡」に聖句の手習いがあること等から、セミノリオの学生の筆写になるものと推測されている。<sup>(2)</sup>

(35) 『論語』子罕篇(V-5-e、断簡、最大紙幅縦二一・五×横二・五cm)

(前欠)「子曰、後世可畏也」、「焉知來者之不如今也、四<sup>(十五上画)</sup>」(後欠、無聞焉、斯亦不足畏也已矣)

一行のみの断簡で、前後はエヴォラ分にもこれを欠く。筆跡は㉔とも異なる。

(36) その他の零墨

IV-4 (折紙、断簡)

(前欠)「<sup>(察)</sup>「察」、<sup>(御)</sup>「御一人」、<sup>(申)</sup>「申ひ」、<sup>(之)</sup>「之」、<sup>(聞)</sup>「聞申ひ、願」、<sup>(教)</sup>「教申ひ哉」、<sup>(以)</sup>「以」、<sup>(以)</sup>「以」、<sup>(後)</sup>「後欠」

IV—11 (最大幅員五・七×七・五 cm)

(前欠) ま    、御「 」 、其「 」 、(後欠)。筆跡は前条 IV—4 に類似。

V—5 d (二五・五×一・二 cm)

(前欠)       (後欠)

V—13 ii (六・八×五・七 cm)

(前欠) の「い」を  「い」  (後欠)

追而書の一部らしいが不明。

IV—9 (最長辺二七・八×三〇・〇 cm、但し L 字型紙片)

「喜多田」<sup>(カ)</sup>。紙幅の隅に斜に書かれていて、礼紙の断片かも知れない。

II—1 (折紙の断片、二五×二・三 cm)

「高助兵」。一行の中段にこの三字のみあり。

V—1 (二六・〇×二・四 cm)

「午」「年」、但し両字は重なっており、ほか「年」字の右半分がみえていて手習いの断簡。筆跡から 29 号の断片かもしれない。

むすび——屏風文書と安威五左衛門——

以上のことから、次の諸点が確認される。即ち、第一に従来のエヴォラ文書と今回再確認のリスボンのそれは、言

われるごとくそれぞれ異なる日本屏風から出たものではなく、一つの屏風（六曲らしい）の下張りであること。第二に両所の書状類の年次は、リスボンのそれから天正十三年（一五八五）を中心に、前後のせいぜい一、二年間のものと考えられ、同十年以前の信長期（安土セミナリオ期）に遡る根拠は見出し難い。但し教義書や『論語』のごとき書冊の筆写時期はその限りではない。第三にこれら下張り文書類の伝来を考える上で、手がかりとなる古文書を、便宜秀吉の家臣団関係とキリシタン関係文書とに大別したが、前掲表のように書状の宛所は安威五左衛門がきわだって多く、屏風文書が秀吉の右筆・奏者・代官で、シモンの霊名を持つ安威五左衛門家から出た可能性が大である。他面、かかる安威が秀吉に近侍したことは、キリシタン勢力の発展にとって、陰に陽に大きな支えであったに違いない。

そこで、その後の安威の動きを別史料で追ってみる。まず『フロイス日本史』によれば、天正十五年六月十八日、秀吉は博多で、家臣団を前にキリシタン宗門を誹謗し、「真夜中近くになって、アゴスチノ（小西行長）弥九郎殿の一家臣が、関白

の側近者安威（五左衛門）殿とともに訪れ、関白からの伝言を副管区長（コエリヨ）に申し渡した」。即ち、直ちに小西の宿舎において、煽動的布教、牛馬を殺し食べること、ポルトガル船の邦人奴隸の搬出、の三点に関する関白の尋問に答えよと。そして翌日、六月十九日付の五カ条の「定」（内容はいわゆる伴天連追放令に同じ）を手交した。<sup>63</sup>つまり秀吉は、その禁教令をキリシタンである小西・安威をして、初めて教会側に通告せしめたのである。小西はもとより、安威がキリシタンであることは、無論承知の上であろう。何故なら、例えば天正十一年オルガンティーノの秀吉訪問では小西ジョウチン立佐と安威が、同十四年コエリヨ等の訪問では安威が、それぞれ応接の役に任じ、彼等の名を秀吉に披露しているからである。尤も、右の通達時には棄教していたとの推論もあるが、以下の事から否定されるべきであろう。天正十三年に高槻から明石に移封されていた高山右近は、伴天連追放令と同時に改易され、続いて京畿内の教会等が収公破却されて、宣教師等がシモへ退去したことは周知の事実である。しかし、右近以外には、小西立佐・行長父子、黒田孝高・小早川秀包・大友吉統・有馬晴信、その他多くのキリシタン大名が、その故を以って処罰されたり、

棄教を強いられることはなかった。安威についても、フロイスは伴天連追放令による畿内キリスト教界の混乱期に、「今は関白の直轄領となつている高槻領の大部分の管理人でもある関白の秘書シモン」とあり、彼の願ひによつてオルガンティノーはダミアン・マリムを高槻領に潜伏させ、右近の明石移封後異教徒の主君や管理人に支配されてきた同地のキリシタンの世話をさせることにした<sup>65</sup>、とあり、キリシタンとして、旧高山右近領の秀吉の直轄地を管理した。この状況は天正十八年においても変わらず、フロイスは、領民は「安威殿の庇護の許に置かれたために、信仰を保つことができるのである」と述べている<sup>66</sup>。

かかる安威の動きと博多での役割、一方、安威宛の武将等の書状と、神父・修道士宛の書状や教義書等が、同一屏風の下張りに供されている事実とを併せ考えると、安威は五畿内の、少なくとも高槻領の教会接収、神父等の退去に関与し、彼等宛の古い書状や記録等がキリシタンの安威にもたらされたのであるまいか。さらに、武将等の書状も、天正十五年半ば（伴天連追放令）を降るものは見出されないことからすれば、それから程遠からぬ時期に、両者一括処分されたとみるべきであろう。その時期としては、安威が同十八年の小田原の役に秀吉の代表的な右筆として出陣した時点<sup>68</sup>か、少なくとも翌々二十（文禄元）年五月には、大明親征を意図する秀吉に従つて肥前名護屋へ出陣した、その準備期などが考えられよう。以上、一つの可能性として例示した。

ともあれ、秀吉は周知のように、出兵前年の天正十九年フィリピンに対しても、派兵の意図を揚言して速かな服属を求めた。総督ダスマリーニャスは、防衛強化をはかる一方、翌年使節ドミニコ会士フライ・ファン・コーボらをも名護屋の秀吉のもとに派し事態の遷延をはかった。薩摩京泊を経て名護屋に着いたコーボらは、七月初に秀吉に謁し、呂宋 Los Lusones 宛に重ねて来貢を促す天正壬辰七月二十一日付の国書と、劔一口の贈物を受取った<sup>69</sup>。これらは帰路台湾海峡辺でコーボと共に遭難沈没したが、随伴のソリスや、コーボの紹介状を持った原田喜右衛門等のマニラでの証言によれば、秀吉はコーボ一行を歓待し、黄金の茶室に招じ、最高の敬意と愛情を表したといひ、交渉は友好

的であったと一般に理解されている。<sup>(9)</sup>しかし、秀吉に近侍する安威五左衛門のイエズス会士宛の書翰によると、彼は秀吉の失望と猜疑の色を見とって注目される。これはマドリッド市の王立歴史学士院図書館所蔵スペイン語訳で、標題に簡単な解説を付している。<sup>(10)</sup>五野井隆史氏の好意による全訳文を掲げる。「」は訳者挿入語(句)。

(安威殿)  
「アイトノ」

(関白殿) カンバコンドノの祐筆 Aydono Simonが、コンバーニャのバードレに宛てて、一五九二年第七の月の七日に

ナンゴヤから書き送った書翰の数節の翻訳。その中で彼はルソンの総督がカンバコに対してシ「ナ」の言語と文

字で書き認めた書翰について言及している。

ルソンの大使として「日本」に來た修道士が、カンバコンドノに呈した物は、刀劍十二腰、懐劍十二口、高さ一パ

ルモで同じ幅の時計一箇、高さ四デド、幅一バルモの小さなガラスコップ一箇、および赤い水差とから成る。この

贈物はカンバコンドノを満足させなかつたようである。なぜなら、彼はその政府に居合わせていた者たちにそれら

を与えながら、彼等がルソンから余に携えてきた  のある物は、精々見積つて四三タエスにしかならないと

思う。余はかの修道士に四三〇タエス、彼と一緒に來た二人のカステリヤ人(ロペ・デ・リャーノ、ファン・デ・

ソリースか)に、各々二一五タエス、そして通詞達(中国人ファン・サミラ)に、各々二一九タエスを与えること

に決めた。しかし、その贈物にもはや全く価値がない以上、余は彼等にそれを与えることを望まない。かのように

して余は、かの修道士には絹の帷子二枚のみが、またカステリヤ人各々には新しい帷子二枚、通詞達にも同様なも

のが与えられるように命じる、と述べていたからである。彼は、彼等が彼にルソンから携えて來た書翰を、それが

シナの文字で書かれていたために、彼の伴として都から連れてきていた三人の坊主に読ませた。彼はそれをすべて

聞いてから自分の部屋に入った。坊主達は彼等が疑問に思つた事柄を、その修道士に細かに質した。」

右文の大半はルソンからの贈物に対する秀吉の不満が述べられているが、それは來書の文面が、秀吉が求めた

「可優降幡而來服」<sup>(73)</sup>とは程遠く、贈物も秀吉の書状をもたらした使者原田孫七郎の素性から、書状そのものの真偽が疑われたほどであったからに他ならない。このことは、後段のように事情を糺明し、秀吉は重ねて前回と同趣旨の答書を送ったことから明らかである。ルソン使節団当事者の報告とは必ずしも一致しない冷淡な秀吉の言動を、ルソン側といっても、日本布教を狙っていたドミニコ会など托鉢修道会の動きを警戒して、キリシタン弾圧の現情を踏まえつつ、なお布教独占の維持を策するイエズス会側に宛て、秀吉近臣の安威が報知している点に注目したい。

この安威の書翰のスペイン語訳文は、他の文書同様にマニラで作成され、本国へ送られたものであるが、安威の原書状が直接マニラのイエズス会士に宛てられたのであろうか。憶測の域を出ないが、「イエズス会士」とは、恐らく長崎など九州逼塞中のそれ宛であったが、最初のルソンに対する来貢要求の情報も、別途事前に長崎在留のヴァリニャーノからマニラのイエズス会士へ報ぜられたように、これも在日イエズス会士からマニラへ回報されたものではあるまいか。翌文禄二年名護屋来航の第二回目のルソン使節には、マニラのイエズス会の反対を押し切って、フランシスコ派のフライ・ペドロ・バプチスタが任命され渡来した。彼は「日本之都見物」の理由で日本滞在を許されたが、<sup>(74)</sup>やがて布教活動のために捕えられ、二十六聖人の一人として殉教したことは周知の事実である。

以上リスボンの屏風文書を、屏風の下地として提供したと推測される安威五左衛門シモンについて要約すれば、秀吉の右筆・奏者、或いは代官として近侍し、その政権確立段階においては、彼と秀長以下の家臣団との間を取次ぎ、併せて小西行長らと共に、宣教師以下のキリシタン勢力を秀吉に結びつける役割を果たした。伴天連追放令以後も、その立場を利用して、キリシタン（イエズス会）サイドの役割を担い続けたことが明らかになった。かかる安威の存在は、北政所の侍女頭<sup>セクレタリヤ</sup>で秀吉の信任も厚かったマグダレナ（秀吉消息の「御きやくしんさま」<sup>(75)</sup>）等の存在や、地方における諸多キリシタン大名の政教両面での活躍などは、慶長末期における徳川政権のキリシタン禁教策に至るまでの過渡的現象として注目される。なお秀吉没後の安威は、秀頼に仕え（一〇〇〇石）、慶長十六年には生存が確認されるが、

その後大坂の陣までの間に断絶したらしい。<sup>(6)</sup>

註

- (1) 館長 João Palma Ferreira 博士をはじめ、剝離願や調査については同市在住の川口実氏や駐ポ日本大使館須山章参事官の御助力があり、剝離と部分的に施した文書の裏打ちでは、館外からの立合人の一人であったグルベンキアン財団研究所の技師 Zita Oliveira 女史が丸一日間休時間を返上して手伝って下さり、ささやかな技法の交流を行った。剝離前後の計測・撮影には、保存資料部司書全員が色々とお世話下さった。各位に対し感謝の言葉を知らない。
- (2) 村上直次郎『耶穌会士日本通信』京畿篇下巻序説(一九二八年)、同「エボラの大神教と金屏風」(『日葡通交論叢』所収、一九四三年)・同 The Jesuit Seminary of Azuchi (Monumenta Nipponica VI 1944)。
- (3) もっとも松田氏は、海老沢有道氏との共著『エヴォアラ屏風文書の研究』で、この後、現在地への同館移転(六八年から六九年にかけて行われた)の際出て来るかも知れないと予測されている(ナツメ社、一九六三年、二七頁)。なお、紙ばさみに付されているメモによれば、年次は不明であるが、「バードレ Vicky 師がこの文書群について、『Manuscriptos em Japones, Latin e Portugues per Tencentes ao pe. Luis Frois?』と推定所見を述べておられる。
- (4) 村上「エヴォアラの大神教と金屏風」一一三頁。
- (5) これは例えば、Manuscriptos de Biombos Japoneses (depois de separados) I—1, IV—14 のごとく、架蔵番号化されている。
- (6) 松田・海老沢『エヴォアラ屏風文書の研究』一八、三六頁、松田『在南欧日本関係文書採訪録』二〇九—二二頁(養徳社、昭和三十九年、調査には本書を携行し多大の恩恵をうけた)。
- (7) 村上「キリシタン研究の回顧」(『キリシタン研究』第一輯、昭十七年)三三頁。
- (8) 『エヴォアラ屏風文書の研究』一九〇頁。
- (9) 松田・川崎桃太訳『フロイス日本史』I—三二二頁(中央公論社、昭和五十二)。
- (10) 桑田忠親『豊臣秀吉研究』四四五—四四七頁。(角川書店、昭五十年)、松田毅一『暹羅南蛮史料の研究』二八二頁(風間書店、昭四十二年)。
- (11) (8) 所掲書三六頁。なお、本文の大部分を欠く断簡で、安威の屏風文書の人脈におけるキリシタンとしての具体的役割は不明であるが(但し、自庵状は「以加羅佐令啓伏」とキリシタンの交友であることは確かである)、この点については後で

ふれる。

- (12) 『大日本史料』一一編一六卷、一六―一七頁ほか。
- (13) 高柳光寿、松平年一『戦国人名辞典』、以下武家人物解説では、特に断らない限り本書による。
- (14) 『大日本史料』一一編四卷、四一九頁(秀吉)の日成政に書を与えて上杉景勝と折衝せむ)。
- (15) 『史料綜覧』二二卷、一〇三頁。
- (16) 『言経卿記』天正十四年五月二十二日・十六年正月四日条の秀吉の右筆白江善五郎正重や、その父入道寿正(桑田『豊臣秀吉研究』四五三頁)の縁者か。
- (17) 三鬼清一郎氏の教示による(名護屋大学文学部研究論集・史学三三所収「滝川文書」第五卷一九―三三号文書)。
- (18) 『大日本史料』一一編四卷、七〇〇頁大石文書。
- (19) 同右書一一編一六卷、三三―三四頁。
- (20) 同右一一編三卷、三二〇頁。
- (21) 同右八三四頁。
- (22) 同右九〇三頁。
- (23) 同右書一一編五卷、六六一頁。
- (24) 同右七〇七頁。
- (25) 以上貞通宛状より順に、同右書一一編七卷三七〇―三七二頁、同九卷二〇二―二〇三頁、同一四卷八三頁所収文書。
- (26) 以上は藤木久志氏の教示による。
- (27) 以上たけ屋兄弟については、松田氏(10)所掲書九三五頁。
- (28) 『大日本史料』一一編一四卷四二二頁ほか。本状については、高木昭作・三鬼清一郎両氏の教示によるところが多い。
- (29) 『大日本近世史料』諸宗末寺帳下所収「京本満寺末寺帳」に洛陽運台野鷹野峰寂照院(八九頁)、「京妙頭寺末寺帳」に山城岩倉光明寺(一一八頁)がみえる。
- (30) 以上の翻字と英訳は、ライデン大学ポルトガル語学科 B.N. Teunma 博士の好意による。帰国後、英訳をもとにした拙訳を含め、東大史料編纂所五野井隆史氏に再点検と修正をお願いしたものであるが、最終的には筆者の責任である。
- (31) 松田毅一『羅蘭南蛮史料の研究』一三七頁。

- (32) 同右書一五七頁。
- (33) 以上松田・海老沢『エヴォラ屏風文書の研究』五三、一一一頁。ほかヴァス、マリム、ダブレウについては、F.J. Schütte, *Monumenta Historica Japoniae. I.* に拠るもので、五野井氏の適切な教示にあずかった。
- (34) 松田・海老沢同右書一九一〇頁。
- (35) 松田毅一・川崎桃大訳『フロイス日本史』1、二〇二―二〇四、二一九―二〇四頁。
- (36) 同右書1、八八頁註11。
- (37) 同右書1、二五四、二六九頁。
- (38) 因みに『御湯殿上日記』に見える瓜の献上期日は、天正十四年四月二十二日(秀吉よる)、同十七年五月二十八日(秀長)、翌十八年六月二十六日(秀長)などで、なお秀吉が名護屋城内で瓜の振売商人を演じたのは六月二十三日(文禄二年)であった(大和田近江重清日記)。
- (39) 「ヴァリニャーノ日本要録」(松田毅一・佐久間止編訳『日本巡察記』二三八―二四〇頁、桃源社、昭四七)
- (40) (35) 所掲書九八頁。
- (41) 以上(35) 所掲書一一三、二六六―二六七頁、(33) 所掲書二―三三頁。
- (42) (33) 所掲書二四頁。
- (43) 以上(33) 所掲書三三、二四四、二四六、二五三頁。
- (44) (33) 所掲書二四―二五頁。
- (45) (31) 所掲書七八―七九〇頁。
- (46) かつ「爰元御普請に付、事之外御用意候(竹)木(事)以下、はたと相留候ては、云々と読まれる。
- (47) (33) 所掲書写真版による。なお同書では「謹上、安五左さま参る、人々御中、草磨」とある(一九四頁)。
- (48) 以上(31) 所掲書四二〇、四二八、四六七、七九二、九九七頁。
- (49) 以上それぞれ(31) 所掲書七九九、六四五―六六四、九二七、三四七頁ほか。
- (50) 以上(31) 所掲書五八、四二五、四二八、四五〇、四六〇、四六七頁、(35) 所掲書1、一〇九、一二〇頁。
- (51) (35) 所掲書5一二四―二八、一三〇頁。
- (52) (31) 所掲書四一〇、六三六、七八九頁。

(53) 以上の翻字はライデン大学 L. Bussé 博士および前記 Teensma 氏の教示を得たが、最終的には福岡女子短期大学岸ちづ子に邦訳を併せて再検討をお願いしたものである。

(54) (33) 所掲書一八三頁。

(55) (35) 所掲書5一〇二—一〇三頁。

(56) (33) 所掲書四八頁。

(57) 同右書五一—五六頁。

(58) 松田毅一・佐久間正編訳『日本巡察記』八九—九〇頁。

(59) (31) 所掲書「屏風文書補遺」に収録(九七—九八二頁)

(60) 奥村三雄氏の教示による(同『聚分韻略の研究』三三九頁、風間書房、昭四十八)。

(61) (33) 所掲書写真版『論語』1。

(62) 同右書九八—九九頁。

(63) 以上松田・川崎訳『フロイス日本史』1、三一—三三〇頁。

(64) 同右書1、一〇八、一〇三頁。

(65) 同右書1、三三二頁註13。

(66) 同右書5、二〇二—二〇三頁。

(67) 同右書5、二七三頁。

(68) 桑田忠親『豊臣秀吉研究』四四六頁。

(69) 村上直次郎訳註『異国往復書翰集』(異国叢書)二〇号秀吉書翰(五一—五四頁)。

(70) 佐久間正・会田由・岩生成一訳註『アキラ・ヒロ日本王国記』(大航海叢書)二二〇—二二一、六四—六四三頁(補注三)。

(71) Cortes, 9—2665,p.202. (松田毅一『在南欧日本関係文書採訪録』所掲目錄により採訪) 司書 Aureina Martinez

Cavero 女史に複写等の配慮をいただいた。

(72) (69) 所掲書一—二号文書(一九—三四頁)。

(73) 同右書一—三号文書(三四—四〇頁)。

(74) Alvarez Taladriz, J. L.: Una carta inédita de Maeda Geni (1593) al P. Pedro Gomez S.J. (『大阪外大志報』一六号)

(75) (31) 所掲書七八六、七九五―七九六頁。

(76) 桑田忠親『豊臣秀吉研究』四四七頁、高柳・松平『戦国人名辞典』安威守佐条。

〔付記〕

小稿の作成については、その都度貴名を掲げた方々のほかにも、Armanas M.Janeira (ホルトガル)・金井圓・加藤栄一・鳥井裕美子・中尾保・故野口喜久雄・Herman J.Moeshart (オランダ)・町田三郎・故 Margot van Opstall (オランダ)・森洋・箭内健次・結城(パチエコ)了悟の各氏、特に在外研究にあたり文学部と国史学研究室関係各位に多大の配慮と教示をいただいた。衷心より謝意を表すものである。なお、多くの方々の教示にあずかりながら、誤った叙述があるかもしれない。それは偏に筆者の責によるものである。